

平成 25 年 11 月 25 日

自由民主党ゴルフ振興議員連盟  
会長 衛藤 征士郎 先生

一般社団法人 日本ゴルフ場事業協会  
理事長 小栗 榮輝

### 「ゴルフ会員権譲渡損失の損益通算」の存続要望

本件に関しては、平成 12 年 7 月の「政府税制調査会」において「譲渡所得の基因となる資産のうち資産に係る損益通算のあり方については、実態を踏まえつつ検討を加えることが必要」との提言が行われて以降、毎年改正が行われる可能性が生じております。

特に、本年は、財務省が改正を行う方針を確定したとの情報が入っております。

ゴルフ会員権譲渡損失については、所得税法施行令を改正することにより「ゴルフ会員権を生活に通常必要でない資産（競走馬、絵画、骨董品などのぜいたく品等）」の一種として規定し、他の所得との損益通算が出来ないとの方針のようであります。

現状、安倍内閣の誕生以降の経済政策により日本経済に明るさが戻り、その効果によりゴルフ会員権に対する市場価格も若干ではありますが上昇傾向に転じており、預託金償還問題も沈静化の兆しが見えだしたところであります。かかる時期において、財務省の意向通り改正が行われた場合、ゴルフ会員権相場に大きな影響が出て、預託金償還問題が再燃してゴルフ場経営面に大きな打撃が生ずる恐れがあります。

そもそもゴルフ会員権は、若年層から高齢者までの幅広い国民的スポーツとして約 900 万人が健康増進や知友人とのコミュニケーションを行うフィールドを確保するための物であり、古美術品や競走馬、貴金属類等の「ぜいたく品」とは一線を画した範疇の物であります。高齢化社会となった我が国において、「若年者と同一のフィールドで高齢者にも気軽に楽しめる生涯スポーツとして」ゴルフの重要性は認識されるべき時に来ていると考えます。

以下に、ゴルフ会員権譲渡損失が損益通算されなくなった場合を想定し、ゴルファーとゴルフ場業界への影響を懸念する意見を記させていただきます。

#### 「ゴルファーとしての意見」

- ①バブル経済崩壊後、ゴルフ会員権購入者の目的は「本来のスポーツとしてのゴルフを同好の士と楽しみたい」が主流となっています。バブル期においては、投機的目的でのゴルフ会員権購入もあったことは確かですが、ゴルフ会員権価格の上昇によ

る譲渡益への課税は大きな税収となっていたと考えられます。譲渡益には課税し、譲渡損が出た時には損益通算できないことは矛盾しています。

- ②そもそも所得税法と法人税法の違いはあるものの、同じゴルフ会員権を所有しているながら、法人の場合は譲渡損の損益通算が認められ、個人は認められないということは、税の公平性の観点から逸脱しています。
- ③会員は、所属するゴルフ場を存続させたいとの気持ちと会員権売却時に生じる譲渡損を損益通算できるとの税法上のメリットがあればこそ、民事再生法や会社更生法の適用により高率による預託金額のカットを応諾してきました。応諾した後に、損益通算できないとの改正には容認できません。

また、民事再生法や会社更生法により預託金額がカットされた場合、法人は即座に貸し倒れ損を計上できますが、個人はあくまでも会員権を売却した時に損益通算できるため、会員権を手放していない会員には未だ何のメリットも受けていないことも税の公平性の観点から逸脱しています。

#### 「ゴルフ場経営会社の意見」

- ①今まで、会員権を売却した時に生じる譲渡損を他の所得と相殺できる税法上のメリットがあるからこそ、預託金額のカットや償還期限の延長、会員権の分割等に理解を示してくれたゴルフ場の会員を結果的に欺くこととなり、ゴルフ場と会員の信頼関係が崩壊します。
- ②預託金償還問題が再燃し、減少傾向になりつつあったゴルフ場企業の法的整理が急増することや、一度法的整理を行った企業の2次、3次倒産することが想定されるため、ゴルフ場産業の基盤が崩壊する事態を生じかねないと考えます。

以上の通り、「ゴルフ会員権譲渡損失の損益通算」を廃止すれば、様々な問題が生じる可能性があると考え、存続を要望致します。

つきましては、「ゴルフ会員権譲渡損失の損益通算」について、特段のご配慮と、ご指導をお願い申し上げます。

以上